

第1編

# 基本構想

第七次天童市総合計画

## 第1章

# 計画策定の趣旨

第六次天童市総合計画は、人口減少社会の到来、少子高齢化のさらなる進行、経済のグローバル化の進展、安全・安心や環境保全意識の高まりなどの社会経済情勢の変化に対応するため、平成22(2010)年度から平成28(2016)年度までを計画期間として策定されました。

国内の経済情勢は、雇用や所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかに回復していくことが期待されますが、海外経済の不確実性などの影響に留意する必要があります。

また、我が国の合計特殊出生率は依然として低水準にあり、人口を維持できる水準からかけ離れているため、この先も人口減少が続いていくことは避けられない見通しです。本市でも、平成17(2005)年の国勢調査における63,862人をピークに、人口減少が進んでいます。

こうした状況の中にあっては、人口減少社会に対応しながらも、生き生きとして住み続けられる持続可能な未来を描くことができる市政運営が必要です。そのため、「健康都市」のさらなる高みを目指し、様々な課題の克服に向けた指針となる新たな総合計画を策定するものです。

## 第2章

# 総合計画の位置付けと役割

総合計画は、市の最上位計画に位置付けられ、まちの発展の方向性と、その実現のために必要となる施策の基本方向を明らかにするとともに、総合的かつ計画的なまちづくりを行うための指針となるものです。また、市民との協働によるまちづくりを推進するための活動指針になるとともに、国や県などに対して市が期待する施策を明らかにし、その実施を要望するものでもあります。そのため、市の個別計画との連携や国や県の計画との整合性を保つ必要があります。

## 第3章

# 総合計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、それぞれの位置付けと計画の期間は次のとおりです。

## 1 基本構想

これからの社会経済動向を展望しながら、本市のまちづくりの将来像を描き、それを実現するための分野ごとの基本方向を示します。

目標年次は、平成36(2024)年度とします。

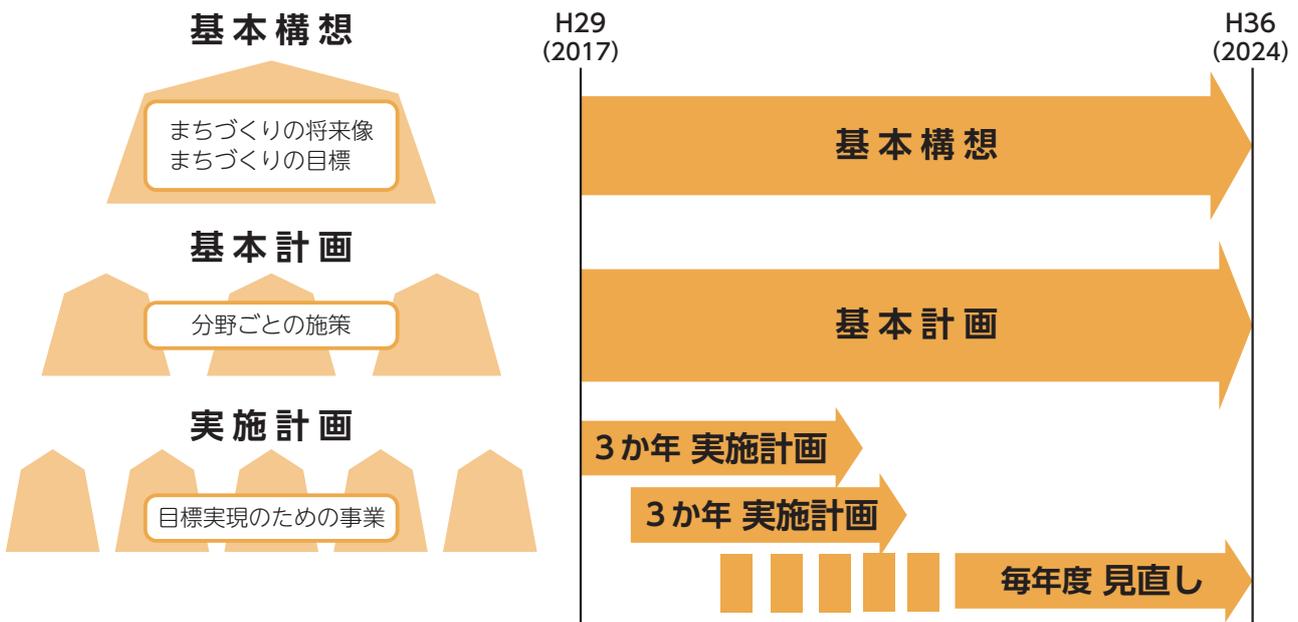
## 2 基本計画

基本構想に掲げた将来像や施策の大綱を実現するため、必要となる施策を分野別に体系化・具体化し、施策の目標や展開方針を示します。

計画期間は、平成29（2017）年度から平成36（2024）年度までの8か年とし、実効性の確保を図ります。期間の中期には、計画全体についての検証を行うとともに、その時点で予測される社会経済情勢や市民ニーズの変化などに対応するため、必要な場合には見直しを行います。

### 3 実施計画

計画期間は3か年とし、財政や地域の状況、国や県の施策、民間事業の動向などを考慮しながら、基本計画で体系化された行政施策の実施時期、事業量などを示します。そして、毎年1年ずつローリングすることにより調整を図ります。



## 第4章

# 計画策定の背景と課題

### 1 人口減少と少子高齢化の進行

国勢調査（人口等基本集計結果）によると我が国の総人口は、平成22（2010）年の1億2,806万人をピークに減少に転じ、平成27（2015）年国勢調査においては、1億2,709万人と、大正9（1920）年の調査開始以来、初めての減少となりました。年齢別人口をみると15歳未満の年少人口の割合は調査開始以来最低の12.6%となる一方、65歳以上の老年人口の割合は調査開始以来最高の26.6%となり、少子高齢化が顕在化しています。

本市でも、平成27（2015）年国勢調査における総人口は62,194人と、平成22（2010）年から引き続き減少傾向にあります。年少人口の割合は過去最低の13.2%、老年人口の割合は過去最高の27.7%となるなど、少子高齢化は確実に進行しています。

人口の減少、中でも生産年齢人口の減少は、経済活動の縮小やコミュニティの弱体化などを招くおそれがあり、高齢化の進行は、2025年問題に代表されるように、さらなる社会保障関係経費の増加につながります。少子化と人口減少の進行を抑えるため、子どもを安心して生み育てることができる環境づくりに取り組むとともに、雇用の場の創出と就労機会の拡大などを進めるほか、移住・定住を促進する必要があります。また、超高齢社会にあっては、介護予防や地域での支え合いを通じた高齢

者の一層の社会参加を促し、高齢者が住み慣れた地域で元気にいつまでも暮らすことのできる取組が求められています。

## 2 経済環境の変化と産業の振興

経済のグローバル化が進む中、国際情勢が我が国の経済に与える影響は今後も強くなることが予想されます。国内経済においては、好循環を継続させるとともに、これを持続的な成長に結び付けることが求められています。

本市では、工業団地等への順調な企業進出や新市街地における大型商業施設のオープンなど、活発な民間投資などにより、市税収入が回復傾向にあります。

今後は、産業の振興に向けて、本市の主要産業である農業や商工業、観光などの活性化に加え、新たな工業団地への企業誘致などにより、安定した雇用を確保し、地域の活力を高める取組が求められます。また、広域的な観光やグローバル化の進展によるインバウンドの推進など、まちのにぎわいへとつなげるための施策に取り組む必要があります。

## 3 安全・安心に対する市民意識の高揚

平成23（2011）年に発生した東日本大震災は、津波や福島第一原子力発電所の事故など、未曾有の被害をもたらし、今も多くの方が避難生活を余儀なくされています。また、全国的には、地震や大規模な豪雨災害など、様々な自然災害が発生しています。一方、身近な暮らしの中では、高齢者や幼児などの弱者を狙った犯罪やインターネットを利用した犯罪など、犯罪手口の巧妙化、悪質化が進んでいます。このほか、交通事故や新たな感染症、テロや武力攻撃などに対する社会不安など、時代の進展とともに対応すべき課題は多岐にわたっています。

本市においても、平成25（2013）年の大雨に伴う西川浄水場の機能低下を原因とする断水が発生し、市内全域において最長で約1週間に及ぶ甚大な被害をもたらしました。

このようなことから、安全で安心できる市民生活の確保に向けて、過去の教訓などを生かした危機管理や防災体制の充実とともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助」の意識を広く醸成していくことが求められています。また、広域的な課題については、国や県と十分に連携した対応を進めていく必要があります。

## 4 環境問題への関心の高まり

世界的な経済の進展や人口の増加に伴い、大気汚染や水質汚濁、地球規模の温暖化など多くの環境問題が発生しており、生態系への影響など、環境への負荷が深刻化しています。国内でも温暖化による異常気象によって、生態系、農業、社会基盤、健康などに多大な影響を及ぼすことが予想されます。今後も地球温暖化の防止に向けて、低炭素社会や循環型社会といった環境への負荷が少ない社会を築いていく必要があります。

本市においても、豊かな自然と良好な住環境を守るため、市民一人ひとりが、家庭や地域、職場などにおいて、ごみの削減や分別など、環境に負荷を与えないための努力と工夫を行う必要があります。

また、東日本大震災による原子力発電所の事故は、エネルギー政策の在り方について大きな問題を提起しました。エネルギー資源の少ない我が国においては、環境負荷の低減に向けた再生可能エネルギーの利活用など、エネルギー源の多様化を進めていく必要があります。

## 5 教育環境の変化

不登校やいじめ、特別支援教育、貧困による学力格差など、学校教育における課題は、多様化・複雑化しています。特にいじめについては、本市でも未然防止や早期発見などに重点的に取り組んでいるところです。

また、学習指導要領の改訂により、課題の発見・解決に向けて児童生徒が主体的・協働的に取り組

む学習方法の導入や小学校中学年以上での外国語教育の必修化などが実施されることとなります。

今後は、施設の整備に加え、多様化・複雑化する課題に対し、教員だけでなくスクールカウンセラーなどの専門スタッフとの連携・協力による適切な対応など、次代を担う子どものより良い成長に向けた教育支援が必要です。

## 6 高度情報社会の浸透

インターネットを始めとするICT（情報通信技術）の発達は、世界的規模で急速に浸透し、ビジネスやライフスタイルなど様々な面で影響を及ぼしています。

また、住民票を有する全ての方に一人1つの番号を付したマイナンバー制度の導入により、社会保障、税などの分野での効率的な情報管理において、活用の幅が広がっていくことが期待されています。

一方、高度情報社会においては、個人や企業を問わず、サイバー犯罪やサイバー攻撃による被害、個人情報漏えいなどの危険が潜んでおり、情報セキュリティの確保が不可欠です。

行政においても、ICTの安全で効果的な活用が求められており、ビジネスや市民生活などでも、有効なツールとして活用していくことが求められています。

## 7 地方創生への取組

民間の有識者で組織する日本創成会議が平成26（2014）年に公表した「消滅可能性都市」は各方面に衝撃を与え、国及び地方の人口問題への認識を大きく変えることとなりました。これを契機として、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的にした「まち・ひと・しごと創生法」が平成26（2014）年に制定されました。これを受けて国や地方公共団体では、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、取組を進めています。

本市でも、「天童市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少や地域経済縮小を克服するための各種施策に取り組んでいます。

今後とも、国の動向や社会経済情勢を見ながら、本市の魅力、安心、活力を高める施策を展開し、少子高齢化に対応できる活力ある地域社会を構築していくため、引き続き、総合戦略の総合的かつ計画的な推進に努める必要があります。

## 8 財政運営の持続可能性の確保

地方の財政状況は、少子高齢化による社会保障関係経費の増加などにより、依然として厳しい状況にあります。特に、高度経済成長期以降に整備された道路、橋梁、上下水道、学校などのインフラ資産や公共施設の老朽化が進んでおり、今後は、維持管理や更新などに要する費用の増加が見込まれることから、これまで以上の厳しさが予想されます。また、国民健康保険制度改革に伴う普通調整交付金や地方交付税制度の見直しが議論されるなど、地方に対する国の動向には注視していく必要があります。

本市の財政は、歳入においては、市税と地方交付税が全体の約4割を占めており、比較的安定した一般財源と言えるものの、歳出においては、国の経済対策に伴った市債の増発や子育て支援関連施策の拡充などによって、公債費や扶助費といった固定的経費が増加しており、財政運営の硬直化が懸念されます。また、将来的には、インフラ資産などに係る維持管理や更新の対応などもあり、持続可能な健全財政の堅持に向けては、厳しい見通しとなっています。

このため、今後とも、堅固な行財政基盤の確立を目指し、不断の改革や改善に取り組み、選択と集中による財源の有効活用に努めるとともに、中長期的な視点に立った計画的な財政運営に心掛けていく必要があります。

第5章

# まちづくりの目標

## 第1節 市の将来像

基本構想



第七次天童市総合計画における将来の都市像を

笑顔にぎわい

しあわせ実感健康都市

とともに明日をひらくてんどろ〜

とします。

## 第2節 まちづくりの目標

将来の都市像の実現に向けて、次の五つのまちづくりの目標を掲げます。

1

健康と健やかな成長を支え合うまちづくり

2

産業の活力と魅力あふれるまちづくり

3

住みよい環境と安心を守るまちづくり

4

夢をはぐくむ学びのあるまちづくり

5

健全な行財政をともに築くまちづくり

## 第3節 将来目標人口

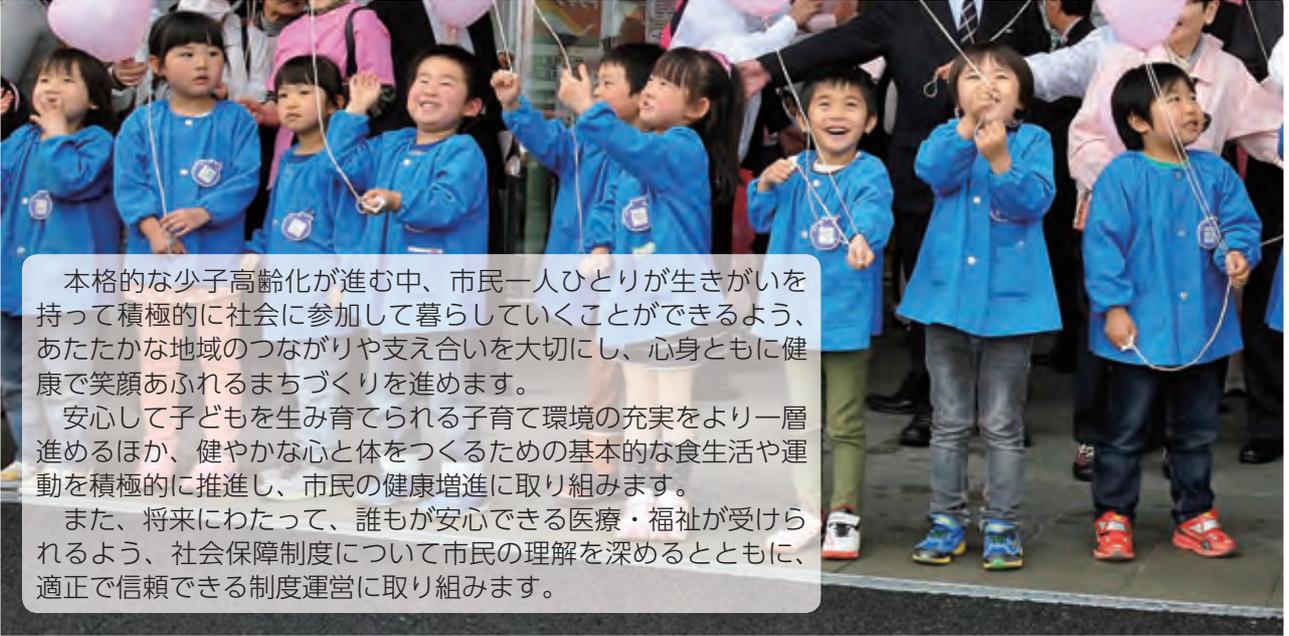
目標年次（平成36(2024)年度）における目標人口は、62,000人とします。

総合計画におけるまちづくりの目標に向かって、各分野の施策に市民と行政が協働して取り組むとともに、各種施策と事業を効果的に連携することで相乗効果を生み出し、目標人口の維持を目指します。

## 第6章

## 施策の大綱

## 第1節 健康と健やかな成長を支え合うまちづくり



本格的な少子高齢化が進む中、市民一人ひとりが生きがいを持って積極的に社会に参加して暮らしていくことができるよう、あたたかな地域のつながりや支え合いを大切にし、心身ともに健康で笑顔あふれるまちづくりを進めます。

安心して子どもを生み育てられる子育て環境の充実をより一層進めるほか、健やかな心と体をつくるための基本的な食生活や運動を積極的に推進し、市民の健康増進に取り組みます。

また、将来にわたって、誰もが安心できる医療・福祉が受けられるよう、社会保障制度について市民の理解を深めるとともに、適正で信頼できる制度運営に取り組みます。

## 1 あたたかく支え合う福祉の充実

地域の人々が支え合い、助け合っていくことができるよう、福祉意識の高揚やボランティアの養成などを促進し、市民一人ひとりが積極的に福祉活動に取り組みながら、安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指します。

今後ますます高齢化が進行していく中、高齢者が住み慣れた地域で生きがいと誇りを持ち、安心して暮らしていくことができるよう、介護予防を充実し、元気な高齢者の社会参加を促進します。また、医療・介護・地域が連携し、社会全体で支える地域包括ケアシステムの構築を目指します。

障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重し合える共生社会を実現するため、障がい者の社会参加や就労などに対して支援を行い、障がい者も安心して地域で暮らすことができるよう、福祉サービスの充実を図ります。

## 2 安心して子育てできる環境の充実

安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進するため、家庭、学校、地域が連携し、相談事業などの支援体制の強化を図るとともに、親子がふれ合う遊びの場や交流の場を充実させ、家庭の養育力の向上を支援する施策を総合的に展開します。

共働きの増加などによる保育需要の変化に対応し、認可保育所や認定こども園などの就学前児童の教育・保育施設及び放課後児童クラブにおける「保育の量と質」を適正に確保し、子育てと仕事の両立を目指す家庭への支援を充実します。



### 3 健やかな心と体を支える保健と医療の充実

市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、各種健康診査・検診や任意予防接種についての助成を行います。さらに、生活習慣病予防、ピンクリボン運動、食育推進など、健康な心と体づくりの環境を整えます。

全ての子どもが心身ともに健やかに育つ環境をつくるため、妊娠から出産、育児期における切れ目のない支援を通して、育児の不安の解消などに努め、乳幼児の健全育成に向けた支援体制を充実します。

天童市民病院については、健全経営に努めるほか、サービスのさらなる充実を進め、市民に必要な医療を提供する重要な役割を果たすとともに、健診体制の充実による市民の疾病予防の推進及び在宅療養患者を支援するための訪問診療と訪問看護を進めます。

市民の多様化・高度化する医療ニーズに対応するため、広域的な連携による医療体制の充実を図ります。

### 4 将来にわたり安心できる社会保障の確保

国民健康保険などの公的医療保険制度については、被保険者が減少し、保険給付費が増える中、持続可能な財政運営の堅持に努めるとともに、医療費の適正化対策、制度や適正受診の広報・啓発などに取り組みます。

また、信頼できる国民年金制度の確保のため、相談体制の充実と関係機関との連携強化を図ります。

生活保護世帯や生活困窮者などに対する支援については、関係機関と連携し、年齢や傷病、障がいなどの状況に応じた適切な支援を実施します。

## 第2節 産業の活力と魅力あふれるまちづくり



将来へ向け、持続性のある活気に満ちたまちづくりを進めるためには、地域経済の活性化を図り、競争力を高めていくことが重要です。人口減少と地域経済縮小という社会経済情勢に対応するためにも、本市の利便性や優位性、恵まれた資源を生かし、地域経済の発展と交流人口の拡大につなげる必要があります。

このため、農林業、工業、商業、観光の競争力を高める取組とともに、広域的な連携を強めながら、まちの魅力を積極的に発信し、誘客促進と交流人口の拡大を図ります。

また、工業団地の整備により企業誘致を進め、新たな雇用と魅力的な仕事を創出することにより、雇用環境の充実を図ります。

### 1 競争力のある農林業の振興

農業の持続的発展を実現するため、新規就農者の確保と育成を図るとともに、農地の集積と集約化、農業経営の効率化、経営基盤の強化を促進し、農業の競争力を高めます。国内外への農産物のPRや販売機能を強化し、天童ブランドの確立を図るほか、マーケットインを基本とした生産や六次産業化を促進し、所得の向上を目指します。また、生産プロセスにおける安全管理を図り、安全で品質の高い農産物の提供を促進します。

野生鳥獣による被害防止を図るほか、農業や農村が持つ自然環境の保全などの多面的な機能について啓発に努め、その機能を維持するよう支援します。

水資源のかん養や二酸化炭素の吸収源などの公益的機能を有する森林については、関係機関と連携しながら継続して保全整備に努めます。

### 2 持続・成長する工業の振興

地域経済活動の活性化と新たな雇用の場を創出するため、工業団地を整備し、新たな企業誘致を進めます。

企業に対する経営相談や融資制度などの支援を充実し、経営基盤の強化と経営の安定化を図るとともに、人材の育成や労働力の確保を促進し、競争力の高い、持続的な産業の発展に取り組みます。

天童将棋駒については、工人の後継者育成と需要の拡大を支援し、伝統産業としての振興を図ります。



### 3 観光の振興とにぎわいのある商業の促進

天童温泉を始めとする本市の多種多様な観光資源を効果的に連携させ、観光誘客と交流人口の拡大を図ります。

広域連携による取組を強化しながら、国内外へ積極的に魅力を発信し、インバウンドを含めた観光客の増加につなげます。また、魅力的な旅行商品の創出などを支援するとともに、観光客の受入態勢の整備を図ります。

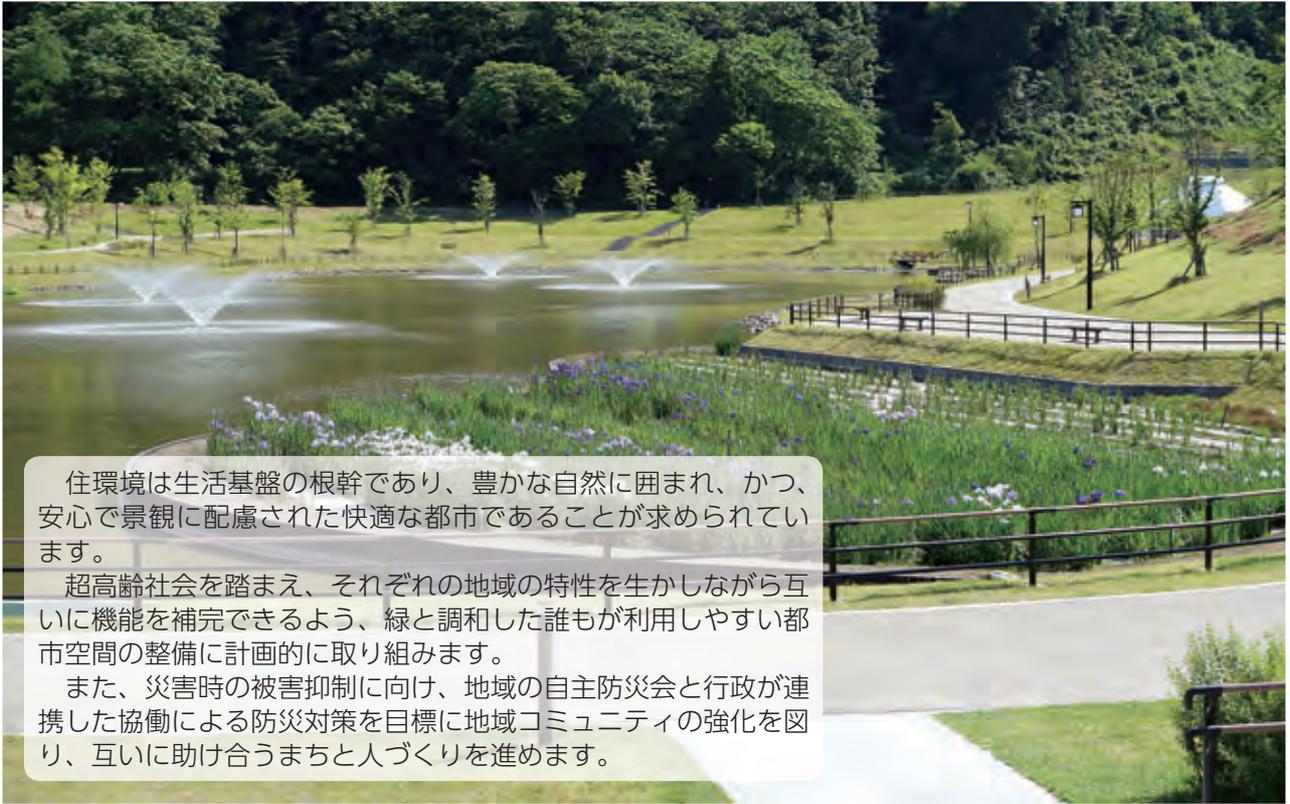
交流人口の拡大を商業の活性化につなげるため、創意と工夫により、にぎわいを創出するイベントや起業などの取組を支援します。

### 4 雇用の創出と労働環境の充実

新たな工業団地の整備促進と企業誘致により、若い世代の安定した就労の場を確保します。また、子育てや仕事と家庭の両立などに配慮した働きやすい労働環境の整備を進め、U・I・Jターンなどの移住・定住を促すとともに、中高年齢者や女性、障がい者の雇用の促進を図ります。

関係機関と連携しながら、企業や求職者に対して情報を提供するとともに、企業が求める人材との雇用のマッチングに努め、就職機会の拡大を図ります。

## 第3節 住みよい環境と安心を守るまちづくり



住環境は生活基盤の根幹であり、豊かな自然に囲まれ、かつ、安心して景観に配慮された快適な都市であることが求められています。

超高齢社会を踏まえ、それぞれの地域の特性を生かしながら互いに機能を補完できるよう、緑と調和した誰もが利用しやすい都市空間の整備に計画的に取り組めます。

また、災害時の被害抑制に向け、地域の自主防災会と行政が連携した協働による防災対策を目標に地域コミュニティの強化を図り、互いに助け合うまちと人づくりを進めます。

### 1 環境保全のために行動する意識の啓発

豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、水と空気、大地、緑を保全する環境学習を推進し、意識の高揚に努めます。さらに、環境負荷の少ない暮らし方を目指すため、再生可能エネルギーの活用を推進します。

大量生産、大量消費の生活様式の見直しを進め、食品ロスの削減や省エネルギーとリサイクルの推進による持続可能な循環型社会を構築します。

環境衛生活動を推進し、良好な生活環境を保持します。

### 2 安心して快適なまちの形成

地域の実情を踏まえたまちづくりと、都市機能の計画的な配置を進めるとともに、調和のとれた土地利用や空き家対策などを図り、誰もが安心して快適に生活できる住環境を整えます。

市街地と田園集落を結ぶ道路は、地域間交流の拡大に対応するため、整備を推進します。市外につながる幹線道路は、人的・経済的な交流を促進する上で重要な役割を担うため、計画的な整備を図ります。既存道路は、安全な通行を確保するため、適切な維持と改修に取り組めます。また、高速道路の利便性を高める取組について検討を進めます。

市街地部からの雨水排水や局所的な豪雨による河川への影響を軽減するため、継続して対策に取り組めます。

公共交通については、予約制乗合タクシーやバス、鉄道などによる日常生活圏域における交通手段と、新幹線などの高速移動交通機関の利便性を確保します。



### 3 充実した生活環境の維持

上下水道事業の健全な経営に努め、安全な水の安定供給に努めるとともに、施設の長寿命化に向けて、老朽管の更新と耐震化について計画的な整備を行い、快適な生活環境を維持します。また、水環境への負荷を軽減するため、合併処理浄化槽の整備促進、水洗化の普及促進に継続して取り組みます。

地域住民が集う交流の場や災害時の避難場所となる公園と緑地を計画的に配置し、公園と緑地の多機能性を十分に発揮できるまちづくりを推進します。また、様々な世代が利用する公園は、安全性を優先して維持と管理を行います。

### 4 安全で安心な助け合う地域の構築

地震や豪雨などの災害に強いまちづくりを推進するため、市民への情報伝達機能の向上、災害時の避難支援体制の強化を図ります。また、防災に対する啓発と地域の自主防災会を中核とした防災活動の強化に取り組みます。

大規模災害などに対応するため、消防・救急の連携・協力体制の強化を推進するとともに、高度な救助・救急資機材の充実を図ります。また、応急手当などの知識と技術の普及啓発を積極的に進め、救命率の向上を目指します。消防団については分団を再編し、体制の充実に努めます。

暴力や犯罪、交通事故が無いまちを目指して、市民、関係機関、行政が連携し、対策の充実を図ります。また、安全な消費生活について、啓発活動と相談事業に取り組みます。

## 第4節 夢をはぐくむ学びのあるまちづくり



価値観の多様化、情報化、グローバル化など目まぐるしく社会状況が変化中、未来を築く子どもが心豊かに主体的に考える力、あたたかく思いやりのある心を持って成長できるよう、教育環境の充実を図ります。また、不登校、いじめ、貧困などの複雑・多様化する課題に対するきめ細かな支援体制の充実を図ります。

誰もが生き生きと健康で心豊かな生活を送るために、学習施設の環境整備に努めるとともに、生涯学習や芸術、歴史、文化、スポーツなどに親しむまちづくりを進めます。

### 1 未来をひらく教育の推進

児童生徒一人ひとりがそれぞれの良さを伸ばし、生き生きと笑顔で学校生活を送り、豊かで思いやりのある心と確かな学力を身に付けることができるよう、個々の実態を的確に把握し、適切な支援と指導を行います。また、情報化、国際化などの進展に伴う時代に応じた教育活動を積極的に推進し、学びに向かう力を育成します。児童生徒の情報活用能力や思考力の育成を目指し、ICTを効果的に活用した授業ができるよう整備を進めます。

子どもが基本的な生活習慣と社会の規律を身に付け健やかに育つよう、家庭、学校、地域の連携を促進し、家庭での教育力の向上を図り、親子の成長を支援します。また、地域の人や歴史と文化に触れ、地域に対する愛着と誇りをはぐくみます。

誰もが安心して教育を受けることができるよう、就学支援などの経済的負担の軽減を図ります。

### 2 豊かな人生を創造する生涯学習・社会教育の充実

地域に根ざした社会教育を推進し、市民の地域活動への参加をさらに進め、人と人とのつながりを醸成するとともに、地域を担う人材を育成し、活気ある地域社会の実現を目指します。

市民一人ひとりが社会の変化に対応できる力を身に付け、豊かな人生を創造するため、多様な生涯学習活動の機会と情報の提供などの支援を行うとともに、社会教育施設などを計画的に整備します。

地域や関係団体、関係機関との連携を図りながら、次代を担う青少年の健全な成長を支援します。また、青少年の交流を推進し、社会活動への参加を促進します。



### 3 魅力ある芸術・文化の継承

芸術と文化に親しむ機会を提供するとともに、市民や地域が主体的に芸術文化活動を行うことができるよう支援します。

歴史と文化財の調査や研究を進めながら、市民が歴史や文化財に触れる機会を提供し、文化財に対する理解と関心を高めます。また、文化財保護活動への支援を行いながら、地域や関係団体と協力し、文化財の保護や伝承に努めるとともに、観光や特色あるまちづくりへの活用を推進します。

### 4 活力あるスポーツの振興

市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しみ、健康で明るく生活を送ることのできる活力あるスポーツタウンを目指します。

施設を有効に活用するとともに、体力、技術などに応じて、いつでも気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備します。国際的・全国的なスポーツイベントなどを通じて交流を拡大し、地域の活性化を図ります。

スポーツ指導者の育成により、指導体制の充実を図り、さらに競技団体と連携し、競技人口の拡大や選手の育成強化を図ります。

本市をホームタウンとするプロスポーツチームが身近にある環境を生かし、本市の情報を発信しながら、スポーツ観戦やスポーツ団体との交流を充実させ、地域の活性化を図ります。

## 第5節 健全な行財政をともに築くまちづくり



人口減少や超高齢社会にあっては、次代の市民が安心して暮らせるよう、堅実な行財政運営をしていく必要があります。また、市民の日常生活圏の拡大などに伴う多様化する市民ニーズへの対応や市民とともに進めるまちづくりが求められています。

最少の経費で最大の効果を発揮する行財政運営に努めるとともに、近隣自治体と連携した広域的なまちづくりを推進します。また、幅広く市民の意見を取り入れるとともに、市民と行政がお互いの役割分担や連携などを進めることで、協働と参画による活力あるまちづくりを目指します。

### 1 持続可能な行財政運営

厳しい財政状況の中、行政サービスの向上を図り魅力あるまちを目指すため、自主財源の確保などによる健全な行財政運営に努めるとともに、行政の質の向上や課題への的確な対応を図り、行財政改革を推進します。

社会経済情勢の変化や新しい行政需要、多様化する市民ニーズに対応するため、職員研修の強化を図り、職員の資質向上に努めます。

地方分権の推進については、財源を含めた権限の移譲を引き続き要請し、自立性・自主性を高めた行財政運営に努めます。

市民活動の広域化に対応し、多様化・高度化する行財政運営の効率化を目指すため、従来の枠組みに捉われない新しい連携も視野に入れながら、近隣市町などとの連携による広域的なまちづくりを推進します。

### 2 みんなが参加して構築するまち

活力ある地域づくりを目指す市民の活動を支援し、豊かさを実感できるまちづくりを進めます。

男女共同参画社会の推進に向けて意識啓発に努めながら、ワーク・ライフ・バランスを実現するまちづくりを目指します。

市報やホームページでの広報など、多様な情報発信を行うとともに、行政情報を分かりやすく市民に提供します。また、まちづくり懇談会や市政への提言などを通して市民のニーズを把握するとともに、市民が意見や提言を出しやすい環境づくりに努めます。

まちなにぎわいをもたらす、活気あるまちづくりを進めるため、海外の姉妹・友好都市や国内の相互交流都市との交流を推進します。また、移住・定住の促進や結婚支援に向け、相談体制の充実や情報発信の強化に取り組みます。